

Kitakyushu
SDGs Start up
Ecosystem
Consortium

令和3年7月21日
北九州市産業経済局
スタートアップ推進課

令和3年度 スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業（事業化支援事業） 補助金の公募について（公募要領）

本市は、令和2年7月、国の「スタートアップ・エコシステム推進拠点都市」に選定され、環境・ロボット・DX分野を中心に新たな産業を創出し、ビジネスによるSDGs未来都市の実現を目指しているところです。

この度、前述の拠点都市の選定を契機にスタートアップの支援を更に強化するため、今年度より新たに「スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業（事業化支援事業）」を立ち上げ、本市が認定したベンチャーキャピタルから出資を受けて事業化を目指しているスタートアップ企業等に対して、最大で2千万円を補助する事業を始めます。

この公募では、本事業を通じて、北九州市内の地域課題の解決への寄与や、市内の雇用創出を積極的に図っていきこうとする熱意のある企業を募集します。

本事業への応募を検討される場合は、本公募要領及び「スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業（事業化支援事業）補助金交付要綱」に従いご応募ください。

1 本事業の概要

(1) 名称

『スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業（事業化支援事業）』

(2) 目的

拠点都市の実施主体である「北九州市SDGsスタートアップエコシステムコンソーシアム」（以下「本市コンソーシアム」という。）では、①本市から大きく成長するスタートアップの輩出と②市内スタートアップ件数の増加を目標としています。

この補助事業では、優れた目利き能力を有するベンチャーキャピタルに協調する形で資金支援を行うことで、スタートアップの更なる成長を加速させることを目的としています。

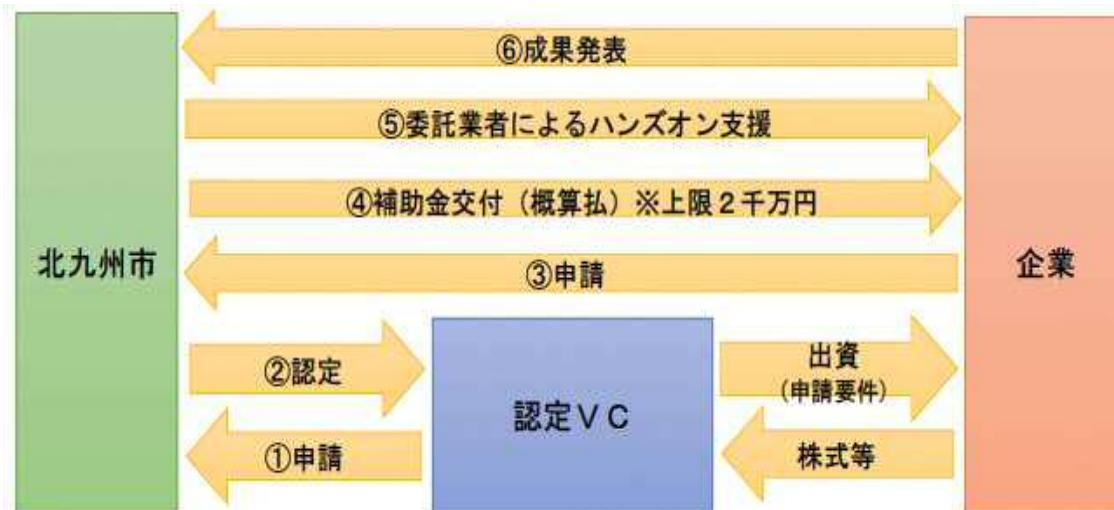
また、この事業を通じて、市外のスタートアップに北九州市を知ってもらい、本市を拠点として事業を行っていただくことで、本市の更なる産業の活性化を図ることを目的としています。

(3) 概要

本市が認定したベンチャーキャピタル（以下「認定VC」という。）が投資したスタートアップ企業等に対して、北九州市内での事業化に要する費用の一部を補助します。

（補助上限額）①環境・ロボット・DX：2千万円 ②その他：1千万円

【スキーム】



2 補助金の交付要件

(1) 交付要件

以下の要件を有しているか審査します。

要件	
①	中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であって、みなし大企業（※）に該当しないこと。
②	市区町村税を滞納していないこと。
③	北九州市内に本社若しくは事業所（支店、営業所等）を有すること。又は、北九州市内に本社若しくは事業所を置き、新たに補助事業を開始しようとする者であること。
④	平成31年4月1日以降、認定VCからの出資を受けていること。
⑤	前年度において、本補助金の交付を受けていないこと。
⑥	前年度以前において、本補助金の交付を受けたときに実施した補助事業と同一の事業ではないこと。
⑦	暴力団員でないこと。また、暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

※ みなし大企業とは、中小企業者であって、以下のいずれかを満たすものをいう。

- ① 同一の大規模法人（資本金もしくは出資金の額が1億円超の法人又は資本金もしくは出資金を有しない法人のうち常時使用する従業員が、1,000人超の法人）から2分の1以上の出資をうける法人
- ② 2以上の大規模法人から3分の2以上の出資を受ける法人

(2) 認定VC一覧

	名称	所在地(支援拠点)
①	株式会社 FFG ベンチャービジネスパートナーズ	福岡市中央区
②	ALL STAR SAAS FUND2 GP	東京都千代田区
③	QB キャピタル合同会社	福岡市早良区
④	GxPartners 有限責任事業組合	福岡市中央区
⑤	栖峰投資ワークス株式会社	京都市下京区
⑥	株式会社ドーガン・ベータ	福岡市中央区
⑦	DRONE FUND 株式会社	東京都渋谷区
⑧	日本ベンチャーキャピタル株式会社	東京都千代田区
⑨	ひびしんキャピタル株式会社	北九州市八幡東区
⑩	三菱 UFJ キャピタル株式会社	東京都中央区
⑪	株式会社みらい創造機構	東京都渋谷区
⑫	山口キャピタル株式会社	山口県下関市

3 本事業の内容

(1) 補助対象事業

新たな産業の創出に向けた製品・サービスの事業化の取り組みを行い、本市コンソーシアムが目指すビジネスによるSDGs未来都市の実現に貢献する事業を補助対象事業とします。

※ 分野の特定はありませんが、本市コンソーシアムでは、強みである「環境」「ロボット」に、「デジタルトランスフォーメーション(DX)」を加えた分野を中心とした取り組みを強化するため、この3分野に対しては、他の分野と比べて、補助上限額を高く設定しています。

(2) 実施期間

補助金の交付決定日～令和4年3月31日

(3) 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内を前提条件とし、以下の3つの額のうち一番小さい額を交付額の上限とします

金額	内容	
① 認定VCから出資を受けた額	平成31年4月1日から申請までの間に出資を受けた額	
② 補助対象経費の3分の2以内の額	千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てた額	
③ 補助上限額 (2千万円又は1千万円)	環境、ロボット、DXの分野	2千万円
	上記以外の分野	1千万円

(4) 補助対象経費

補助対象経費は、補助事業を実施するうえで必要となる最も安価かつ効果的な以下に関するもの（いずれも消費税相当分を除く。）を対象とします。対象となるかどうか判断に迷う場合は、事前に事務局までご相談ください。

経費項目	内容
土木、建築工事費	機械装置等の製作・設置に必要な土木・建築工事、ならびに付帯する電気工事に要する経費
機械装置等製作・購入費	補助事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入・設置に要する経費
消耗品費	補助事業の実施に直接要した資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費
保守・改造修理費	プラント及び機械装置等の保守、改造、修理に必要な経費
労務費	補助事業に直接従事した人員の人件費（アルバイト、パートを含む）
旅費	補助事業を実施するために必要とする人員の旅費、滞在費
外注費	補助事業実施に直接必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の請負外注に係る経費
研究開発費	補助事業の実施に必要な研究開発に要する経費（人件費、外注費、消耗品費等）
その他経費	上記経費の他、補助事業実施に直接必要な経費（知的財産権関連経費、会議費、通信料、借料、図書資料費、運送費、技術指導費、学会等参加費等）

※ 対象外経費について

- ・ 上記の経費であっても、支払を証明することができないものは対象外とします。
- ・ 労務費（人件費）にあつては、製品・サービスを作るのに直接関わった従業員のもののみを対象とし、販売・管理部門に従事する従業員の人件費及び役員報酬は対象外とします。
- ・ その他、支払家賃、交際費、食料費等も対象外とします。

※ 交付申請時に提出が必要となる資料について

- ・ 申請にあつては、1品（1式）当たりの単価が20万円以上（消費税込み）の経費を計上する場合は、見積書等積算根拠がわかる資料を添付してください。
- ・ 労務費（人件費）は原則、時間単価（令和3年度の直近の時間単価）にて計算します。また、基本給与のほかに諸手当（ただし、扶養・住居・時間外勤務手当、賞与及び臨時的に支給する手当は除く）及び法定福利費を含めることができます。申請にあつては、時間単価の算出根拠となる給与明細書等のほか、就業規則、労働協約、給与規則等の就業に係る書類を添付してください。
- ・ 旅費の単価については、運賃の分かる資料を添付してください。なお、数量については、出張者、用務先、日時、目的などを指定様式に記載してください。

4 本事業のスケジュールと具体的な流れ

(1) 本事業の全体スケジュール

現時点の本事業の予定は以下のとおりです。

項目	時期	内容
公募開始	7月21日	本公募要領及び補助金交付要綱に従いご応募ください。提出書類については、「4(2)①提出書類」をご覧ください。提出物に漏れが無いようにご注意ください。
公募締切	8月23日	
審査	8月30日	「2(1)交付要件」を有している申請者に対して、プレゼンテーション審査を実施します。
採択企業決定 (審査結果通知)	9月中旬 (予定)	上記審査結果について通知します。採択企業には交付決定額及び交付条件を記載した交付決定通知書を送付します。
補助金交付(概算払)	9月中 (予定)	審査により決定した交付決定額を上限に、補助事業を行う上で必要となる額を交付します。
補助事業実施 (ハンズオン支援)	交付決定後 ~2月末	委託業者による月1回程度の伴走支援を行います。(事業モニタリングおよび成長加速化に向けたアドバイスの実施)
成果発表 補助金精算	3月	補助事業の成果の披露を行っていただき、その内容について評価を行います。また、補助事業完了後、実績報告を行っていただき、補助金の額を確定します。確定額が概算払いした額よりも小さい場合はその超えた分の額を返還していただきます。

(2) 応募手続き

①提出書類

ご提出いただく書類は以下のとおりです。

指定様式については、北九州市のホームページよりダウンロードしてください。

第1号様式	補助金交付申請書
別紙1	申請者の概要
別紙2	事業計画書
(指定様式無)	事業計画書(プレゼン資料)
別紙3	経費予算明細書
(指定様式無)	別紙3の積算根拠のわかる資料 (1品当たり単価20万円以上のもの及び旅費の運賃)

別紙 3 - 1	人件費予算明細書
(指定様式無)	別紙 3 - 1 の時間単価の算出根拠となる資料 (給与明細書等のほか就業規則等の就業に係る書類)
別紙 4	出資報告書 (※)
別紙 4 - 1	補助金交付申請者の評価及びハンズオン計画 (※)
別紙 5	役員等名簿
別紙 6	暴力団排除に関する誓約書
(指定様式無)	履歴事項全部証明書 (法人登記簿謄本)
(指定様式無)	株主名簿 (持ち株比率のわかるもの)
(指定様式無)	直近の市区町村税の納税証明書 (市区町村税の滞納がないことを証するもの)
(指定様式無)	直近 2 期分の決算関係書類

※ 必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合があります。

※ 別紙 4 及び別紙 4 - 1 の書類は認定 VC に記載していただく必要があります。

②提出方法

上記①の原本 (1 部) を書留郵便で以下の住所までご送付をお願いします。

また、PDF に変換したデータを以下のアドレスまでご提出をお願いします (添付ファイルの容量は 9 MB 以内)。容量を超えてしまう場合は、ファイル共有用サーバをご案内させていただきますので、その旨ご連絡ください。

なお、本事業の応募受付に係る業務の一部を株式会社日本総合研究所に委託しているため、提出書類を以下の目的の範囲内で同社に取り扱わせる旨ご了承ください。

【目的】

応募当事者に対する申請書類に係る問い合わせ、審査会の実施に係る連絡・調整、採択候補者の特定、審査結果の通知、採択以降の本事業の実施に係る事業化支援及び各種事務の履行のために必要な事項の連絡・調整

<提出先>

北九州市産業経済局スタートアップ推進課 担当：岡本、井上

〒802-0001 北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号AIMビル8階

TEL：093-551-3605 / FAX：093-551-3615

Eメール：san-startup@city.kitakyushu.lg.jp

③提出期限

令和3年8月23日 (月) 正午まで

④提出書類に係る注意事項

提出書類の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none">✓ 提出書類の作成及び提出等に係る費用は提案者の負担とします。✓ 提出書類は返却しません。✓ 提出書類において、著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、応募者が負うものとします。
個人情報の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none">✓ 応募に当たって記載いただいた個人情報は、北九州市において以下の目的にのみ使用し、その他の目的で利用することはありません（ただし、法令等により求められた場合は除く）。<ul style="list-style-type: none">➤ 採択候補者特定に係る審査手続き➤ 審査結果の通知➤ 補助金交付・精算に係る手続き➤ その他本事業の実施に係る各種事務の履行のために必要な業務✓ ご登録いただいた個人情報は、「北九州市個人情報保護条例」(https://www.city.kitakyushu.lg.jp/soumu/file_7282.html)に則って取り扱います。✓ 北九州市は、本事業の事務局業務を、株式会社日本総合研究所に委託しています。
申請事業内容の取扱いについて	<ul style="list-style-type: none">✓ 採択されたプロジェクトの情報や、事業実施時の写真・動画等について、北九州市が広報活動に利用させていただく場合があります。ご承諾いただける場合のみご応募をお願いします。

(3) 審査プロセス

提出書類により「2（1）交付要件」を有しているかどうかの確認を行います。当該要件を有している場合は、審査会（プレゼンテーション審査）の日程をご案内します。

①審査会（プレゼンテーション審査）の日時（予定）

令和3年8月30日（月）午後 ※時間は別途案内

②審査方法

申請者より、事業計画書（プレゼン資料）に基づいた10分程度の事業計画をご説明いただき、審査員より質疑を行います。質疑も含めた1社あたりの時間は25分程度を予定しております。

③審査基準

審査は、以下の3つの観点で行います。

事業性	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 事業の先進性・魅力 ✓ 事業の将来性及び競争力 ✓ 事業への情熱／チーム構成
地域貢献	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 本市への経済効果 ✓ 本市の雇用創出 ✓ 地元企業や市内大学との連携（加点項目）
社会的影響 (SDGs)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ SDGs のゴール・ターゲットの明確化 ✓ 解決し得る社会課題の大きさ ✓ 事業の包摂性（加点項目）

④採択企業の決定（審査結果の通知）

採択企業は、審査会による審査を参考に北九州市が決定します。

審査結果は、9月中旬ごろに通知を送付予定です。採択企業には交付決定額及び交付条件を記載した交付決定通知書を送付します。

審査の内容によっては、適正な補助金の交付を行うため、申請内容に修正を加えた内容で交付を決定する場合がありますが、交付決定通知書の内容について異議がある場合は、申請の取下げをすることができます。なお、交付条件は以下のとおりです。

交付条件	
①	補助事業の実施方法等の主要な内容を変更する場合は、事前に市長の承認を受けなければならない。
②	<p>補助対象経費における各経費項目の金額を変更する場合は、事前に市長の承認を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、市長の承認を必要としない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 各経費項目において、20%以内の額を増減する場合 ・ 一つの経費項目において20%を超える額を増減する場合であっても、その増減する額が補助対象経費全体の5%を超える増減とならない場合
③	補助事業を中止する場合は、市長の承認を受けなければならない。
④	補助事業が予定の期間内に完了しない場合や遂行が困難になった場合は、すみやかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
⑤	補助事業の経理については、補助事業以外の事業の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておかなければならない。また、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。
⑥	申請の時点で北九州市内に本社若しくは事業所を設置していなかった場合は、交付決定通知書に記載してある日の翌日から起算して30日以内に本社若しくは事業所を設置したことが確認できる書類の写しを提出しなければならない。

⑦	補助事業が完了した日の属する年度の翌年度以降3年間は、引き続き北九州市内に本社若しくは事業所を置いて事業を行うとともに、その状況について、毎年報告書を提出しなければならない。また、この期間中、北九州市内における雇用の創出に努めなければならない。
⑧	将来、この補助事業の成果に基づいて収益が生じた場合は、北九州市への寄附や北九州市の産業振興への貢献に努めなければならない。
⑨	⑦及び⑧の事項については、この通知に記載してある日の翌日から起算して30日以内に覚書を結ぶこととする。

⑤審査に係る注意事項

審査委員が応募案件と何らかの利害関係があると判断した場合、当該応募案件の審査から当該審査委員を除外します。

また、応募当事者並びにその関係者による審査委員への個別説明等の活動は直接間接問わず一切禁止します。万一、当該活動が判明した場合は、当該応募案件の審査対象からの除外、採択された場合は採択の取り消し等、必要な措置を講じます。

(4) 補助金交付（概算払）

補助事業を実施するために必要がある場合は、補助金の概算払を行うことができます。概算払を受けようとする場合は、概算払請求申請書の提出が必要であり、概算払の額は、審査により決定した交付決定額を上限に、補助事業を行う上で必要となる額とします。

(5) 補助事業実施（ハンズオン支援）

交付決定後、補助事業を開始していただきますが、開始をするに当たり、本市及び委託業者である株式会社日本総合研究所と打合せの機会を設け、補助事業実施に必要な事項について協議を行います。

また、1か月に1度程度を目安に打合せを設け、採択事業の進捗確認及び事業成長・展開のためのメンタリングを行います。

具体的な進め方につきましては、採択後に直接ご案内します。

(6) 成果発表及び実績報告

事業期間終了後の令和4年3月中下旬を目安に、本事業の成果発表の場を設けます。日時含め開催方法については、決定し次第、ご案内させていただきます。

また、事業終了時には、以下の報告書などをご提出して頂きます。本書類を受理後、最終的な補助金の精算（額の確定）を行い、補助金の交付（精算払）を行います。

なお、補助金の概算払を受けた場合で、概算払を受けた額よりも確定額の方が小さい場合は、その差額を返還していただきます。

実績報告における提出書類 ※採択後に個別に案内
実績報告書
事業報告書
経費支出明細書
領収書等支払いが確認できる書類の写し
取得財産等管理台帳

5 その他の注意事項

(1) 併給制限

本補助金の交付を受ける場合は、本補助金の申請内容と同一事業内容で、同一年度中に北九州市及び関係団体が実施する以下の事業の補助金等を受けることはできません。(申請自体を妨げるものではありません。)

事業名	実施団体
スタートアップSDGsイノベーショントライアル事業(実証支援事業)	北九州市 (産業経済局スタートアップ推進課)
北九州市中小企業技術開発振興助成事業	北九州市 (産業経済局中小企業振興課)
環境未来技術開発助成事業	北九州市 (環境局環境イノベーション支援課)
研究開発プロジェクト支援事業	公益財団法人北九州産業学術推進機構
デジタル活用技術による新ビジネス創出支援事業	

(2) 交付決定の取り消し

以下の事由に該当した場合、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合があります。

取り消し事由	
①	偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合。
②	補助対象経費に該当しない用途で補助金を使用した場合。
③	補助金の交付条件及びその他補助金等交付規則に基づく市長の指示に違反した場合。

6 問い合わせ先

本公募に関するお問い合わせは、下記までFAXまたはEメールにてお願いします。

<問い合わせ先>

事業化支援事業事務局(受託業者:株式会社日本総合研究所)

担当:リサーチ・コンサルティング部門 高野、前田

FAX:03-6833-9480

Eメール:200010-kitakyusdgs@ml.jri.co.jp(2021年8月2日より利用可能)